

老人保健法による障害認定の申請について

各医療保険の加入者であって、65歳以上70歳未満で下記に該当する方は、市役所に障害認定の申請をすると『老人保健制度』により医療を受けることができます。

《障害認定を受ける条件》

- 障害基礎年金の1級から2級までに該当する方
- 身体障害者手帳の1級から3級までに該当する方
- 身体障害者手帳4級の音声機能または言語機能の障害に該当する方
- 身体障害者手帳4級のうち、下肢障害の1号、3号または4号に該当する方
- 精神障害者保健福祉手帳の1級から2級までに該当する方

《申請に必要なもの》

- ※国民年金証書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳(いずれか)
- ※保険証および印鑑

詳しくは、市民生活課 国保医療担当までお問い合わせください。



Q&A 国民年金

任意加入制度

Q 保険料を納めないまま40歳まで来てしまいました。今から納め始めても年金を受け取るために最低必要な25年をクリアすることができないので、保険料は掛け捨てになってしまうのですか。受け取るために何か方法はないのですか。

A 60歳以後の任意加入制度が利用できます。

国民年金では60歳までに受給資格期間を満たせない方のために、60歳以後も65歳まで任意加入することができます。あなたの場合、60歳まで20年あり、年金の受給要件である25年にはあと5年足りないわけですから、60歳以後も引き続き国民年金に加入し、保険料を納めれば大丈夫です。なお、昭和30年4月1日以前に生まれた方については、65歳までに25年を満たさなければ70歳まで任意加入することができます。

国民年金についてのお問い合わせは、市民生活課 国民年金担当か社会保険事務所の窓口へ

ホームヘルプサービスの時間が拡大します！

ひとり暮らしのお年寄りや寝たきりのお年寄り、障害のある方々などの身の回りのお世話や介護を行うため、現在、都留市では、都留市社会福祉協議会に委託し、ホームヘルプサービス(訪問介護)を実施しています。

平成12年4月からの介護保険法の施行にさきがけ、ホームヘルプサービスの充実を図るため、平成11年1月5日から訪問介護の時間帯を**午前7時～午後9時**に拡大します。

利用対象者

- ・市内に在住している、おおむね65歳以上の身体が弱かったり、寝たきりなどで家事や身の回りのことができにくくなった方
- ・ひとり暮らしに限らず、家族と同居していても、家庭の事情により十分な介護が受けられない方

利用日数

利用日数については必要に応じて訪問(1回の訪問時間は2時間程度)。ただし、月曜日はお休みとなります。

利用料金

所得に応じて 0～940円(1時間)

サービス内容

- ・介護のお手伝い(食事、排せつ、入浴、清拭、洗髪、衣類の着替え、通院の介助など)
- ・家事のお手伝い(調理、洗濯、掃除、買い物など)

在宅で安心して生活できるよう相談もお受けします。

問合先 福祉事務所 高齢者福祉担当・社会福祉担当
社会福祉協議会 ☎(43)1452